

相続預金の払戻しに必要な書類の見方

ここでは、相続預金の払戻しを行う際に必要な書類の概要とそれぞれの確認ポイントを解説します。

P12~14 (株)SBL 税理士
P15~17 (株)SBL 司法書士

八木 正宣
谷 松生

預金をだれに払い出すかを 確認するための書類

1 遺言書

相 相続預金をだれに払い出すかを把握するには、まず、被相続人が「遺言書」を遺しているかどうかを確認することから始まります。被相続人が、自身の遺産をだれに相続させるのか、どのくらい相続させるのか、などの遺志を遺産分割に反映させるのが「遺言」です。

遺言は、ただ単に紙に書けばよいというものではなく、民法に定める方式に従わなければなりません。定められた方式に従っていない遺言書は、法的に無効となるため注意が必要です。

その定められた方式の中で、代表的なのが、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言といった3つの方式です(図表)。

遺言の3つの方式のうち 公正証書遺言は最も安全確実

3つの方式の中で、最も安全で確実なのが公正証書遺言です(サンプル1)。公正証書とは、公証人が権利義務に関する事実について作成した証書をいいます。

つまり、あらかじめ公証人が法律上、適法かどうかをチェックしたうえで、遺言者本人の意思に基づいた内容であることを公的に証明しているため、遺言の中で最も信頼できる方式といえます。

公正証書遺言は、証人2人の立会いのもとに遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がこれを筆記し、これに遺言者、証人および公証人が署名・押印することによって作成します。

長所は他の2方式と違って家庭裁判所の検認が不要であること、公証人役場に原本が保管されている

図表 遺言書3方式の特徴

種類	書く人	署名・押印	日付	家裁の検認	証人	公証人の関与	その他
自筆証書遺言	本人	本人のみ	遺言書に年月日を書く	必要	不要	なし	・手続きが簡単で費用がかからない ・偽造されやすい ・紛失のおそれがある ・すべて手書きする必要がある
秘密証書遺言	だれでもよい	(遺言書)に本人(封筒)に本人・公証人・証人2人	封筒に公証人が提出年月日を書く	必要	2人	あり(遺言書の内容については関与しない)	・遺言内容を秘密にできる ・遺言の代筆も可能 ・偽造・隠匿の心配がない
公正証書遺言	公証人	本人・公証人・証人2人	遺言書に公証人が年月日を書く	不要	2人	あり(作成から関与)	・遺言書原本を公証役場に保管 ・遺言の内容が証人に分かる ・費用はかかるが最も確実

るので、紛失しても再発行請求ができることなどです。反対に、短所は費用がかかること、内容を公証人と2人の証人に知られること

サンプル1 公正証書遺言

平成23年第〇〇号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者 近代一朗の囑託により、証人 古代進一、同 現代修二の立会いのもとに、下記のとおり遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

第一条 遺言者は、下記財産を遺言者の妻 近代花子に相続させる。

(1) 土地
 所在 〇〇県〇市〇町〇丁目 地番 〇番地
 地目 宅地 地積 200.45㎡

第二条 遺言者は、下記財産を遺言者の長男 近代三郎に対し相続させる。

(1) 普通預金
 〇〇銀行〇〇支店 口座番号876543
 〇〇信用金庫〇〇支店 口座番号121314

第三条 遺言者は、上記を除く残余の財産を、すべて遺言者の妻 近代花子に相続させる。

第四条 遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。
 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 山田治郎

本旨外要件
 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 遺言者 近代一朗 (昭和12年3月4日生)
 遺言者については、当公証人は氏名を知らず面識がないので、印鑑証明をもってその人ではないことを証明させた。

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 証人 会社員 古代進一 (昭和21年4月8日生)

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 証人 無職 現代修二 (昭和18年1月7日生)

以上の内容を遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認したので、次に署名・押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 近代一朗 ㊟
 証人 古代進一 ㊟
 証人 現代修二 ㊟

この証書は、民法第969条第1号ないし第4号の方式に従って作成し、同第5号により本公証人が署名・押印する。

平成23年2月〇日
 本公証人役場において
 〇〇市〇〇町〇〇
 〇〇地方務務局所属 公証人 山本太郎 ㊟

などです。
 相続預金の払戻しにあたっては、預金の相続人または遺言執行者が手続きをするケースが多いで

すが、後日、預金の相続人以外の相続人から金融機関に対し、払戻手続きを行ったことに対して訴えられることも想定されます。

その相続に関する個別事情を十分勘案したうえで、必要であれば、相続人全員の署名・押印を求めるなどの対応が必要になると思

われます。

2 遺産分割協議書

遺

産相続にあたり、遺言書がある場合はこれに従いますが、被相続人が必ずしも遺言書を遺しているとはかぎりません。遺言書がない場合には、共同相続人全員の話し合いにより、被相続人の遺産をだれが相続するか決めることとなります。

この手続きのことを「遺産分割」といい、遺産分割のための話し合いのことを「遺産分割協議」といいます。

協議の結果を書面にしたものが、「遺産分割協議書」です（**サンプル2**）。遺産分割協議書の様式は、特に定められていませんが、各種財産の名義を相続人に変更する際の確認書類となるため、ある程度厳格に作成されなければなりません。

遺産分割協議書には、個々の遺産をだれが相続するのかを記載し、共同相続人全員が署名・押印

サンプル2 遺産分割協議書

遺産分割協議書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○
 被相続人 近代 一郎
 昭和12年3月4日生

被相続人 近代一郎（平成23年4月5日死亡）の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

第1条 相続人 近代花子が相続する財産

一、土地

所在 ○○県○市○町○丁目 地番 ○番地
 地目 宅地 地積 200.45㎡

第2条 相続人 近代三郎が相続する財産

一、普通預金

○○銀行○○支店 口座番号876543 ← ③

第3条 第1条、第2条に掲げる財産以外のすべての財産は、相続人 近代花子が相続する。

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自署名・押印する。

平成23年10月3日

② → ○○県○○市○○町○丁目○番○号 相続人 近代 花子 ①
 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 相続人 近代 三郎 ①

します。このときの印章は、実印が使用されます。

正当な遺産分割手続きに従っているかを確認

相続人の1人から預金の払戻請求を受けた場合には、①遺産分割協議書および②被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、③相続人全員の印鑑証明書、④相

続手続依頼書などの提出を求めます。なお、これらの提出書類は、コピーではなく原本を取り受けることとなります。

相続手続依頼書については、来

店者が預金の相続人でない場合には、その相続人からの委任状も併せて必要になります。これらの書類は、遺産である預金が、正当な遺産分割手続きに従っているかどうかを確認するために必要なものです。

遺産分割協議書の確認ポイントは次のとおりです。

- ① 相続人全員の署名・押印があるか（提出された戸籍謄本で確認）
- ② 各相続人の住所・氏名・実印は合っているか（提出された印鑑証明書で確認）
- ③ 自店の預金口座についての記載が正しいか
- ④ 遺産分割協議書が複数にわたる場合は割印があるか
- ⑤ 遺産分割協議書に訂正がある場合は訂正印があるか
- ⑥ 相続人の中に未成年者とその親権者がいないか

なお、相続人の中に未成年者とその親権者がいる場合には、遺産分割協議書においてその親権者と子の間に利益相反が生じるため、未成年者に特別代理人が選任されなければなりません。